

復帰後の沖縄の政治—軍用地問題を通して見た復帰後の政治潮流

仲 地 清

A Study of Political Movement in the Military Land Issues of Post-Reversion Okinawa

Kiyoshi Nakachi

要 約

沖縄は1992年5月15日で、復帰20周年を迎えた。復帰前、沖縄県民は日本国憲法の完全適用、サンフランシスコ平和条約第三条の撤廃、日米安保条約の廃止、基地の全面撤去をスローガンに闘ってきた。しかしながら、1971年の沖縄返還協定は、日米安保条約の適用を沖縄にも広げることで、米軍基地がそのまま残ったままの復帰になった。

軍用地問題を分析するフレームワークとして、(1)一体推進派、(2)普遍主張派、(3)現状維持派を設定して、その中に、軍用地問題に関連する諸団体を当てはめた。そして、それぞれの団体の歴史、意見、さらに沖縄県土地収容委員会の採決内容、那覇市軍用地違憲訴訟の判決内容の分析の結果、復帰後の政治運動の特徴は次の三つにまとめられる。(1)一体化推進の力が増してきた。(2)普遍主張派は規模こそ小さいが、復帰前の沖縄県民の主張を引き継いでいる。普遍主張派が存在し続けること沖縄政治の特徴である。(3)三つの派、一体化推進派、普遍主張派、現状維持派の存在は政治のあらゆる事象で見られる。三つの派は対立、協力し合いながら共存するだろう。

Abstract

This paper analyzes the characteristics of the political movement in Okinawa after the Reversion by examining military land issues. During the Reversion era, the Okinawan people campaigned to completely apply the Japanese constitution to Okinawa, to cancel Article III of the San Francisco Peace Treaty and eventually to remove the U.S. military bases from Okinawa. However, although Okinawa did return under Japanese constitution, the U.S. military bases remained due to Japan-U.S. Mutual Defense Treaty. Okinawan people discovered a gap between Pre-Reversion deemed and Post-Reversion reality. Under such political circumstances, there are three political groups existed: (1) Those seeking to cooperate with and promote the Japanese government; (2) A group representing the collective ideas of the reversion movement and (3) Those seeking to keep the status quo.

1. はじめに

沖縄は1992年5月15日で、日本復帰満20周年を迎えた。復帰前と復帰後の政治潮流がどう変化したかを研究することは必要かつ興味あるテーマである。

しかしながら、復帰後の沖縄の政治研究はほとんどなされていない。さきに琉球大学の島袋邦教授が編集した『論集・沖縄の政治と社会』（ひるぎ社、1989年）があるが、まだまだ客観性の伴った論文の成果は少な

い。復帰前、沖縄問題は本土および国外の多くの研究者が取り組んでいたが、復帰後は少なくなった。

沖縄の政治研究の困難さは沖縄の中で問われている政治問題が鋭意な課題を含んでいるからである。たとえば、平和問題、日米安全保障条約存続の問題、主権国家の問題、自然保護問題等の厳しい課題である。また政治現象は常に流動的であるので客観的資料の収集と判断がむずかしいからである。

2. 論文のテーマ

この論文のテーマは軍用地問題を通してみた復帰後の政治潮流である。全国に米軍基地が138施設(96.766ヘクタール)ある。その内、沖縄県内に45施設(25.026ヘクタール)あり、これは全国の25.9%にあたる。米軍専用基地のみに限ってみると、全国の米軍専用施設は105施設(32.475ヘクタール)で、その内、沖縄県内に43施設(24.239ヘクタール)あり、これは全国の74.6%にあたる。⁽¹⁾ このように、全国の四分の三の米軍施設が、狭い沖縄にあることが演習による被害、自然破壊、都市計画の障害を生んでいる。

1972年の復帰以後、沖縄の施政権が米軍から日本政府へ移り、基地問題の矛先が米軍から日本政府へ変わった。軍用地問題を例にとると、日本政府は日米安保条約に基づいて、米軍へ軍用地を提供する義務から、軍用地を確保するために、軍用地地主と交渉を続けてきた。大多数の地主は土地提供に賛成し契約を結んだ。しかし、一部の地主は契約を拒否し、日本政府は強制使用している。このため、復帰20年の間、契約拒否地主と日本政府の対立が続いている。

那覇防衛施設局は、日本政府が米軍用地として未契約地主の土地を強制使用している根拠法の「米軍用地特別措置法」が、1992年5月14日に切れるので、引き続き強制使用する目的で、県土地収容委員会へ裁決を申請した。期間は十年で、14施設、14万9千平方メートルの面積が該当した。地主は461人で、このうち372人が一坪反戦地主となっていた。

この申請に対して、去る1990年12月に新しく選ばれた革新系の県知事、大田昌秀氏の下で、県収容委員会がどのような判断を下すかが課題だった。

沖縄の軍用地問題は終戦後の米軍占領開始によって生じた。それはヘーグ陸戦法規「陸戦の法規慣習に関する規則」に基づき、戦勝国が占領地の土地を自由に確保できたからである。米軍は朝鮮戦争を契機に対共産圏封じ込め戦略の必要から、沖縄を重要基地とみなし、恒久の軍事基地建設を目的に軍用地を拡大した。さらに1951年のサンフランシスコ講和条約の締結で、沖縄は1972年の復帰まで、米軍の統治下に置かれ、日本の憲法、法律の及ばない地域となった。おかげで米軍は軍用地をたやすく確保できて、さらに拡大した。

新しい形態の軍用地問題は1972年5月15日の復帰の日から生じた。すなわち、前項で述べたように、復帰後、沖縄にも日米安保条約が適用され、日本政府は日米安保条約の運用に向けて、軍用地を米軍に提供する義務を負った。日本政府は「沖縄における公用地の継続使用に関する法律」(昭和46年12月31日制定)を制定し、1977年5月14日までの5年間、未契約地を強制使用した。

日本政府は同法の再延長を望んだが、国会で否決された。そこで、自由民主党と他の保守政党の支持で「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(地籍明確化法)」を採決し、新たに5年間の使用権を得た。

地籍明確化法が1982年5月15日に切れたので日本政府は同法の継続使用をあきらめて、今度は20年間も発動してなかった昭和27年制定の「米軍用地特別措置法」を発動した。それに基づいて、那覇防衛施設局は1987年5月14日まで、5年間の使用権を得た。

1984年11月、那覇防衛施設局は再び「米軍用地特別措置法」に基づいて手続きを開始した。内容は使用期間20年(2007年5月14日まで)の長期に渡る内容だった。県土地収容委員会は、那覇軍港が5年、他の施設が10年の期限つきで裁決した。

この期限も1992年5月15日に切れるので那覇防衛施設局は新たに10年間の「米軍用地特別措置法」の適用を求め、県収容委員会へ裁決を申請した。

このように変化した軍用地問題の過程の中で、どのような政治潮流が生まれて発展していったかを次章で分析する。

3. 分析方法

復帰前の沖縄県祖国復帰協議会のスローガンは、①日本国憲法の完全適用、②サンフランシスコ平和条約第三条の撤廃、③日米安全保障条約の廃案、④米軍基地の全面撤去だった。⁽²⁾

これは当時の県民の過半数の意見だった。このことは1968年11月の初の主席公選で、沖縄県祖国復帰協議会の会長であった屋良朝苗氏が、自由民主党から立候補した西銘順治氏を破って当選したことから明らかである。屋良氏は沖縄教職員会の会長で、革新共闘会議の推薦で「基地の即時全面撤去、安保条約廃棄」を公約とした。一方、西銘氏は「安保条約の堅持と基地の段階的撤去」を公約した。屋良氏は1971年の選挙でも保守系の候補に勝った。

よって、復帰直前から復帰直後の県民世論は基地の全面撤去と安保条約破棄だったといえる。

しかしながら、1971年の沖縄返還協定に示された沖縄返還の条件は「日米安保条約を沖縄にも適用することで、沖縄の基地を本土並みの条件で使用すること」であった。日米安保条約の適用で、沖縄の基地の存在は合法化され、沖縄県民が望んだ基地の全面返還は達成できなかった。

1972年5月15日をもって、沖縄県は日本国憲法と法律の完全適用を受けて、日本国の一県になった。1992年5月15日で復帰20年を迎えた。

沖縄県民にとって復帰とは「日本国憲法、法律、対

外条約の適用を受けて、それらを遵守し、それらの恩恵を受ける」ことである。

復帰後の政治潮流を次の3つに分類する。

①一体推進派

日本復帰を歓迎し、日本国民として憲法・法律を順守し、その恩恵を積極的に受けようとする派

②普遍主張派

復帰運動の中で問いかけた平和運動、民族国家への疑問、自然保護運動、憲法の解釈論等を提起、主張する派

③現状維持派

復帰以前に得た利益、沖縄の特殊環境で受けた権益保護を主張する派

これらの3派は復帰後の政治、経済、文化の諸面に表れる。もちろん、それぞれの派は別々にまたは一緒にまとまる場合もある。

1978年から1990年まで沖縄の県知事を勤めた西銘順治氏は日米安保条約の保持を主張する一体推進派であったが、一方、「ウチナーンチュの心は大和人になれない心」とウチナーンチュの心に固執した。

次の章で、この項の三つのカテゴリーに照らして土地問題を通してみた政治潮流を分類する。

4. 軍用地問題における政治潮流

軍用地問題における政治潮流を三つに分類すると次のようになる。ここでの分類基準は日米安保条約体制を支持するか、否かである。いうまでもなく、日本政府の政策は日米安保条約の保持である。

①一体推進派—那覇防衛施設局

西銘保守県政の県土地収容委員会

②普遍主張派—権利と財産を守る軍用地地主会（反戦地主会）

一坪反戦地主会

那覇市

③現状維持派—沖縄県軍用地等地主会連合会

次にそれぞれの団体の歴史と主張を分析する。

〔那覇防衛施設局〕

那覇防衛施設局は防衛施設庁直属の機関で復帰後、那覇に設置された。防衛施設庁の主な業務は①在日米軍、自衛隊の駐屯地や空港の確保。そのための軍用地の購入、賃借契約。それが困難な場合は法律（米軍用地特別措置法、土地収用法）に基づく強制使用。②砂防ダム、道路改良、防音工事などの基地周辺整備事業。③駐留米軍の軍人、軍属にかかわる事件、事故の処理、補償—である。⁽³⁾

那覇防衛施設局は全国の四分の三の米軍基地に関する日本政府の業務の責任を持つので、全国の防衛施設局の中で、その業務は大きい。

那覇防衛施設局の予算規模は大きく、そのことから那覇防衛施設局の役割の大きさが理解できる。平成元年度（1988年）の全国の防衛施設庁の予算は377億円で、そのうち那覇防衛施設局の予算は120億円で、全国予算の32.29%に相当する。⁽⁴⁾（表1を参照）

日米安保条約を維持していくための直接の行政庁として軍用地を健全に確保する役割は大きい。軍用地の確保は日米安保条約体制を維持する日本政府の至上命令でもある。

表1 防衛施設庁関係沖縄分当初予算の推移（昭和62年～平成元年度）（単位：百万円、%）

	昭和62年度	昭和63年度	平成元年
全 国	333.30	345.23	377.33
沖 縄	110.95	112.38	120.68
比 率	33.63	32.88	32.29

沖縄の米軍及び自衛隊基地
（資料集）平成2年3月
沖縄県総務部知事公室発行

〔沖縄県土地収容委員会〕

県土地収容委員会の役割は那覇防衛施設局から出された裁決申請を審議する機関である。中立機関であるが、任命者は時の県知事であるので、県知事の選任が委員会の性格を左右する。委員の数は7人で任期は3年。委員および予算委員会は次の各号に該当する場合を除いて罷免することはできない。①収容委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。②収容委員会の議決により職務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。⁽⁵⁾

よって、委員は特別な事情がないかぎり否認できない。委員会の判断が軍用地問題に大きく影響する。

平良幸市県政時代に県収容委員会が国と対立した裁決をした例がある。当時の土地収容委員会の委員長は宮里栄一氏（革新系）だった。1976年10月7日、反戦地主会が「受け取った損害補償額が契約地主と比べて低いとして、増額を求めた」に対して、県収容委員会は「国の補償額は不当に低く、2億7千3百万円払え」と裁決を下した例がある。国は支払いを拒否した。

屋良、平良革新県政時代には宮里氏が委員長にあったが、1979年7月30日に任期が切れたので、西銘知事は保守系の小堀啓介氏を委員に任命した。その結果、1979年7月31日から1991年7月31日まで、小堀氏が委員長の座にあった。西銘県政時代は西銘氏が任命した委員が過半数を占めたので、保守側、すなわち那覇防衛施設局寄りの裁決処分は当然、予想できた。

〔権利と財産を守る反戦地主会（反戦地主会）〕

復帰協が中心になって反戦地主に呼びかけて、1971年12月9日「権利と財産を守る軍用地地主会」が結成

され、軍用地契約拒否闘争を展開してきた。

地主会は①先祖伝来の土地を守り抜く ②自分の土地は自分で使う ③農業収益より地代が安い ④民法604条(賃貸権の存続期間20年)との関連による不安 ⑤契約拒否するのが権利の留保になる ⑥反戦平和の立場から契約拒否闘争を続けている。

その目的は「戦争につながる一切の国の政策に反対し、真に日本国憲法を守り反戦平和を堅持すると同時に地主の権利と財産を守ることを目的とする」(権利と財産を守る軍用地地主会会則の第二条)。

活動として①公用地法に反対する広汎な地主の結集 ②前項に賛同する自治体、民主団体の連絡提携 ③軍用地に関する実態調査と啓蒙宣伝 ④権利と財産を守るための裁判闘争 ⑤軍用地の接収に伴う損害補償等の要求 ⑥軍用地の契約拒否と強制収用対策一となっている。(第三条)⁽⁶⁾

反戦地主会は圧倒的に会員数の多い沖縄県軍用地地主会に対抗して、反戦平和、基地撤去、軍用地契約拒否運動を続けているが、会員数は年々、減少の一途である。

復帰時点の昭和47年(1972年)には2850人、地籍明確化法が成立した昭和52年(1977年)には321人、公用地法期間が満了した昭和57年(1982年)5月14日には144人、防衛施設庁が20年強制使用裁決を申請した昭和60年(1985年)8月5日には136人、昭和61年(1986年)8月15日には108人の会員がいた。⁽⁷⁾

長年、反戦地主会のリーダーであった平安常次氏は1988年11月に辞任した。辞任理由として「未契約軍用地の10年強制使用に伴う損失補償金に対する課税が一千万円で払えなかったので、嘉手納基地内の土地と家屋が差し押さえられた」と述べたが、直接的な理由は説明していない。⁽⁸⁾

1989年10月20日、平安常次元会長の後任に照屋秀伝氏が選ばれた。当面の運動として軍用地関連裁判闘争の継続と1992年の契約拒否闘争をあげている。「反戦、反基地、反安保」を闘いの柱にしている。⁽⁹⁾

反戦地主数が減少した原因について、池原秀明事務局長は「反戦の精神を守る人だけが残った。沖縄全体に反戦地主を支える平和運動が弱まったこと。経済的理由で契約した人もいる」と説明する。⁽¹⁰⁾ また、契約拒否地主に支払われる「損失補償金」は、契約地主の借地料に比べて安く、税金が高いことも、反戦地主の数が減少する原因になっている。

〔一坪反戦地主会〕

反戦地主の軍用地を買い求めて、その一坪を所有して地主となり、契約を拒否して反戦平和運動を進めるグループである。1982年12月12日に結成した。会員は1万円で土地を共有する。目的は「この会は戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目

的とする」(一坪反戦地主会会則第二条)。活動は①一坪反戦地主を拡大し相互の団結を強化する。②反戦地主と連携する。③未契約軍用地を返還された反戦地主を支援する。④契約拒否運動を拡大する。⑤反戦平和運動を拡大する。(一坪反戦地主会会則第三条)

一坪反戦地主会の会員は昭和57年(1982年)12月12日の結成時に千人、昭和60年(1985年)8月5日、20年の強制使用裁決申請時には1959人、昭和61年(1986年)8月15日には1967人、昭和62年(1987年)2月25日には1978人にふくれあがった。⁽¹¹⁾

組織は関西反戦一坪の会と沖縄反戦一坪地主会に分かれている。関西地主会は関西周辺をカバーし、沖縄地主会は沖縄と関西を除いた全国一円をカバーする。

一坪反戦地主の存在は那覇防衛施設局の頭を痛めている。年々、減少する反戦地主会の会員に対して、一坪反戦地主会の会員数は増える傾向にある。那覇防衛施設局が強制使用を目的とする地主の90%は一坪反戦地主のメンバーである。一坪反戦地主は1万円を支払って共有地主になり、その共有地を生活源にしていないので、契約拒否闘争にはずみがかかる。

那覇防衛施設局は次のような手続きを経て強制使用権限を取得できる。①総理大臣への使用認定申請 ②関係地主への認定通知 ③土地物件調書の作成 ④調書への地主の署名、捺印 ⑤県土地収用委員会への裁決申請 ⑥県収用委員会の公開、非公開審理、裁決、損失補償金の支払い。損失補償金を支払って強制使用権限を取得するが、全国に散らばっている一坪反戦地主を探して損失補償金を支払うのは時間を要する。

1986年現在、全国に散らばっている一坪反戦地主のメンバーは次の通りである。北海道2人、東京都265人、大阪府265人、京都府18人、山形県1人、茨城県3人、埼玉県36人、千葉県33人、長野県1人、静岡県1人、愛知県1人、兵庫県39人、奈良県17人、和歌山県1人、岡山県1人、福岡県2人、大分県2人、熊本県6人、鹿児島県6人、沖縄県1128人。居住地不明3人、本土居住者713人、沖縄県内居住者1128人で、合計1844人である。⁽¹²⁾

〔那覇市〕

那覇市が「基地の全面返還」を市政方針にかかげたのは1968年の平良良松市長誕生にさかのぼる。平良市長は革新共闘会議の支持で当選した。「基地の全面返還、反安保」を市政方針にする。この市政方針は平良市長の後任として1982年の選挙で選ばれた親泊康晴市長に引き継がれ、那覇市は23年間「基地の全面撤去、反安保」を通してきている。

現在、那覇軍港の中に那覇市有地15,020平方メートル(19筆)、普天間飛行場内に那覇市水道局管理地3,907平方メートルがある。

親泊康晴市長は1982年5月12日の那覇市議会の市政

方針で「市政の基本姿勢を反戦平和、主権在民、地方自治の確立を保障した日本国憲法に求め、それを磐石として市民生活の民主的な住民自治」を目指すとして、戦争に関する全ての件に反対する方針を打ち出した。⁽¹³⁾

1968年から10年間続いた屋良、平良県政は「基地の全面返還、反安保」をかかげてきたが、1979年から1990年まで続いた西銘県政は「基地の段階的返還、容安保」の政策を取った。県の施政に対立して那覇市が「基地の全面返還と反安保」の政策を取り続けている。

那覇市の政策は、次章の軍用地違憲訴訟の中で説明する。

〔沖縄県軍用地等地主会連合会〕

沖縄県軍用地等地主連合会は昭和28年（1953年）6月、「軍用地地主連合会の財産権を守る」を運動の基本目標に掲げ発足した。県内に28地主会があり、約2万7千人の地主がいる。

同連合会が規定する「軍用地等」は昭和47年（1972年）5月14日、沖縄においてアメリカ合衆国軍隊の用に供されている土地で、現に国、県及び沖縄電力株式会社用に供されている土地をいう（沖縄県軍用地等地主会連合会定款第一条の2）。組織の目的は「軍用地等に関する諸問題の適正妥当な解決を図り、併せて軍用地等関係地主の財産権の保護及び福利厚生を増進」（土地連合会定款第三条）。⁽¹⁴⁾

軍用地地主が受け取った軍用地料は昭和47年（1972年）が123億円、昭和50年度（1975年）が259億円、昭和55年度（1980年）が311億円、昭和60年度（1985年）が383億円、昭和63年度（1988年）が406億円と増加の一途である。⁽¹⁵⁾ 軍用地料の増加は軍用地地主の魅力になっている。（表2を参照）

軍用地主の階層別貸借料受領額を昭和60年（1985年）でみると、50万円以下が12,859人（47.63%）が一番多い。続いて50万円以上100万円が5481人（20.3%）、100万円以上200万円が4383人（16.23%）と多い。軍用地主の70%以上が100万円以下の地料を得ている。1千万円以上2千万円が20人（0.10%）、2千万円以上が27人（0.1%）と高額を占める。⁽¹⁶⁾（表3参照）

昭和60年度（1985年）の軍用地地主の70%は百万円以下の地料であった昭和60年度の県民所得は154万6千円であったので、三分の二の不労所得を得たことになる。⁽¹⁷⁾

軍用地地主は早期返還を望んでいない。沖縄県が1975年7月から8月にかけて、軍用地地主2万490人のうち、単純無作為抽出した3千39人を対象にアンケート調査した結果、824人が回答した（29.1%の回収率）。その結果、「返還を望まない」が、51.3%と出た。返還反対の理由は①地料に魅力がある（54%）②利用できない土地だから（26.3%）③軍用地基地は必要（4.9%）と出た。⁽¹⁸⁾ よって、軍用地料は多額ではないが、地主は

表2 年度別米軍基地貸借料支払実績
単位：千円

年 度	貸借料
昭和47年（1972）	12,314,759
昭和48年（1973）	17,714,530
昭和49年（1974）	25,538,275
昭和50年（1975）	25,951,060
昭和51年（1976）	25,912,044
昭和52年（1977）	25,245,459
昭和53年（1978）	27,616,684
昭和54年（1979）	29,368,321
昭和55年（1980）	31,116,368
昭和56年（1981）	33,776,000
昭和57年（1982）	34,507,000
昭和58年（1983）	35,486,000
昭和59年（1984）	36,771,000
昭和60年（1985）	38,314,000
昭和61年（1986）	39,932,000
昭和62年（1987）	39,402,000
昭和63年（1988）	40,671,000

沖縄の米軍及び
自衛隊基地（資料集）
平成2年3月
沖縄県総務部知事公室発行

表3 軍用地主の階層別貸借受領額一覧表
（昭和60年4月1日現在）

額	人数	構成比（%）
50万円以下	12859	47.63
50-100	5481	20.3
100-200	4383	16.23
200-300	1854	6.87
300-400	964	3.58
400-500	522	1.93
500-600	318	1.18
600-700	185	0.69
700-800	120	0.44
800-900	79	0.29
900-1000	62	0.23
1000-2000	143	0.53
2000以上	27	0.1
	26997	100

土地連30年のあゆみ－通史編－
平成元年6月1日発行
編 社団法人沖縄県軍用地主等地主連

喜んで受け取っているといえる。

宜野湾市の1976年7月、地主2474人の調査によると、82.6%が返還を望んでいないと出た。⁽¹⁹⁾

1976年、国会で「公用地暫定使用法案」「地籍明確化特別措置法」の審議中、屋良県政は反対したが、土地連は「早期可決」を訴えた。1976年の衆議院選挙で土地連合会顧問の桑江朝幸氏（保守系）は、知事選で保守系の安里積千代氏を推薦した。大田現知事が「基地の全面返還」を、第三次振興計画案に記載しようとした際、「跡地利用計画が先である」と反対した。

土地連は非政治団体であるので安保条約に対する態度は表明していない。しかしながら、基地の即時返還には反対している。那覇防衛施設局との契約交渉もスムーズに進んでいる。復帰以前から続いている既得権保護派である。

5. 事例分析

(1) 二十年強制使用

那覇防衛施設局と未契約用地地主との対立は復帰後、ずっと続いた。これは復帰という名目で国家権力とそれを拒否する県民との対立であった。国家権力は一体化を強く進めようとした。

軍用地問題の中で、もっとも国と地主の主張の対立がはっきり出たのは、那覇防衛施設局が1984年に提出した「20年強制使用裁決申請」の場であった。

那覇防衛施設局は総理大臣の使用認定を受けた後、沖縄県土地収用委員会へ「使用期間20年」の裁決を申請した。申請理由として「日米安全保障条約に基づく米軍の駐留はわが国の生存と安全の維持という国益を確保するうえで極めてかつ高度の公共性を有する。」「米軍は今後、相当の長期にわたり駐留すると見込まれる」と述べた。

二十年使用申請の根拠は「日米安全保障体制は旧安全保障条約が締結されてから既に33年、現行安全保障条約が締結してからも25年経過していること、復帰後における施設、区域の使用も早15年経過しようとしていること等からみても20年の使用は相当である」とした。佐々木防衛施設庁長官も「安保条約は日本の防衛上不可欠であり、長期に続くことが予想され、基地の安定使用が必要」とした。⁽²⁰⁾

県土地収用委員会は1985年9月25日、那覇防衛施設局の申請を正式に受理した。県土地収用委員会が公開審理中、反戦地主会は県収用委員会の除斥、忌避、回避の戦術に出た。代理人の伊志嶺善三弁護士は県収用委員の小堀啓介会長、浦崎安昭、豊川永昇、宜保安浩、知花盛昇委員の五人は「昭和57年（1982年）4月、那覇防衛施設局から申請のあった未契約軍用地の強制使用裁決事件を担当し、5年の強制使用裁決を下した」

とし、民事訴訟法の“前審関与”論をあてはめて、委員の除斥を申し立てた。また宮平進委員に対しては、忌避を求めた。新川委員は四親等内に反戦地主がいるとして、回避（自主退任）した。小堀会長は収用委員には民事訴訟法の適用、準用はないと断った。

反戦地主会は強制使用に反対して、1981年2月に提起した「内閣総理大臣の使用認定取り消しを求める」行政訴訟を引き続き闘うことにした。

一方、一坪反戦地主会は1985年、内閣総理大臣が認定した未契約軍用地の強制使用継続を不服として強制使用認定取り消し訴訟を起こした。

1987年2月24日、沖縄県土地収用委員会は裁決を下した。その内容は米空軍嘉手納基地など11施設内にある反戦地主、一坪反戦地主ら206人の土地、434,000平方メートルを国の申請通り強制使用を認める裁決を下した。しかし、使用期間は那覇軍港を5年、他の施設を10年とした。期間が短くなったことに対して那覇防衛施設局は不満をあらわした。これまでの本土における米軍特措法に基づく強制使用、収用の最高の期限は3年で、沖縄の10年ははるかに長かった。（表4参照）

那覇軍港を5年にした理由について「公共施設（フリーゾーン）として跡利用計画が進められており、すでに予算も計上されている。5年が相当」と、嘉手納基地など10施設を10年とした理由は「施設局の申請した20年では憲法第29条の定める損失補償の適正補償の面から正当な補償は困難」として算定できるのは10年である」とした。⁽²¹⁾

県収用委員会の10年使用（一部5年使用）裁決に対して反戦地主会、一坪反戦地主会、那覇市は裁決取り消し訴訟で対立していくことにした。

(2) 那覇市と軍用地違憲訴訟判決

1990年5月31日に出た那覇地方裁判所の軍用地違憲訴訟の判決は、那覇市と裁判所の対立点が鮮明に出た。1981年11月、那覇市の平良市長は国の軍用地強制使用に対して「市民福祉の向上や平和都市建設の上で、法的正義に反する」と、国の強制使用取り消しを求めた。⁽²²⁾

1985年5月、強制使用の期限が切れたので親泊市長は平良市長同様に同じ内容の訴訟を提起した。親泊氏は、那覇地裁の第16回の口頭弁論における意見陳述で「不戦の誓いを新たにして、戦後27年間にわたって異民族の軍事優先支配下に置かれ苦しい生活を余儀なくされてきた沖縄県民にとって、わが国の平和憲法はあこがれの的であり、ぜひとも守っていかなければならない至宝である。この非武装による絶対平和主義を理念とする平和憲法下で武力攻撃を目的とする軍事基地の存在自体、決して許されるべきでない」安保条約の下に置かれた軍事基地に対して『公共の福祉』の名の下に、一地方に集中的に基地が配置されているのだと

表4 米軍特措法による主な強制使用・収用一覧表（本土）

施設名	使用・収用の区分	所有者数	数	量	使用期間	裁決年月日
横浜自動車部隊	使用	3	土地	20	3年2月	昭28. 1. 13
〃	〃	1	〃	23	1年	〃
〃	〃	1	〃	4	2年	〃
〃	〃	3	〃	13	3年	昭31. 3. 27
1号住宅地区	〃	2	〃	34	2年	昭28. 1. 13
1号住宅地区	使用	1	土地	26	1年	昭28. 1. 13
2号住宅地区	〃	1	〃	24	2年	〃
岩国飛行場	〃	1	〃	108	2年	昭28. 1. 19
キャンプ・カーバー	〃	1	〃	45	2年1月	昭28. 1. 21
〃	収用	1	〃	45	—	昭30. 3. 1
アメリカ村住宅地区	使用	1	〃	258	1年	昭28. 1. 27
〃	〃	1	〃	441	1年	〃
三菱商事ビル	〃	1	〃	219	1年	〃
USハウス(名古屋市)	〃	1	土地 建物 工作物等	1050 132 1	1年	〃
通信隊地区	〃	1	土地	250	1年	昭28. 4. 9
横浜飛行場	〃	2	〃	257	1年8月	昭28. 4. 16
〃	収用	1	〃	72	—	昭32. 4. 4
八重洲ビル軍属宿舎	使用	1	工作物等	1	2年5月	昭28. 4. 16
横田飛行場	〃	2	土地	610	1年8月	昭28. 4. 23
USハウス(岡山市)	〃	1	土地 建物	343 97	10月	昭28. 5. 21
立川飛行場兵舎地区	収用	1	土地	103665	—	昭28. 6. 30
アーニー・パイル劇場	使用	1	土地 建物 工作物等	1175 4794 1	1年6月	昭28. 7. 15
黒髪山住宅地区	〃	3	土地	1439	〃	〃
婦人将校宿舎	〃	3	土地 建物	665 518	1月	昭28. 7. 25
串本通信施設	収用	2	土地	2471	—	昭29. 7. 6
根岸バラックス	使用	1	〃	20236	1年7月	昭30. 9. 15
第一ホテル士官宿舎	〃	1	土地 建物 工作物等	1393 5394 1	8月	昭31. 2. 16
大阪ビル婦人宿舎	〃	1	土地 建物 工作物等	1056 6387 1	2年	昭32. 1. 27
相模原家族住宅地区	〃	1	土地	166	2年	昭33. 3. 27
根岸住宅地区	〃	1	〃	236	2年5月	昭36. 10. 12

沖縄年鑑、1987（沖縄タイムス社）

したら、これこそ地方自治の破壊である」と言及した。⁽²³⁾

那覇市が提訴した軍用地違憲訴訟の骨格は

①日米安全保障条約と地位協定は、憲法前文の平和生存権、第九条一項の戦争放棄、二項の戦力不保持、交戦権否認の規定に反するもので、違憲無効。従って、新安保条約六条を根拠に締結された地位協定そのものも違憲。

②米軍用地特別措置法は、安保条約および地位協定によってわが国が負った基地提供義務を履行するための国内法上の措置として制定されている。従って安保条約、地位協定が違憲無効である以上、それらを実施するための同法もまた無効である。

③使用認定はその根拠法とされる米軍用地収用特措法の定める要件に該当しないので、それ自体が違法である。米軍用地収用特措法による強制使用が認められるには「適正かつ合理的」の要件が欠かせない。しかし、米軍基地のほとんどは何らの合法性もなく強制接収されたものであり、「適正かつ合理的の要件」が存在しない。

那覇地裁の判決は、安保条約の違憲性について「高度に政治性を有する国家行為は司法審査の対象外」と統治行為論を展開して違法判断を避け、また使用認定の違法性については「同処分の判断に裁量の逸脱はなく、必要性和適正かつ合理的の要件を満たしている」との合法判決を下し、認定処分の取り消しを求めた原告那覇市の訴えを棄却した。⁽²⁴⁾

那覇市は判決に不満を示したが、控訴を断念した。理由は「砂川事件に対する最高裁判決以来、安保条約の違憲性を統治行為論で回避する司法界全体の姿勢を覆すことは困難である」とみた。⁽²⁵⁾ そのことで、那覇市が地方自治体として唯一の違憲訴訟の闘争は終止した。このことは、沖縄が日本国憲法と安保条約の体制にさらに深く組み込まれたことを意味する。

6. 結 論

沖縄が日本へ復帰するという事は日本国憲法、法律の適用を受けて沖縄と日本が諸面で一体化することである。復帰前の県民の希望は「①日本国憲法の完全適用 ②日米安全保障条約の撤廃 ③基地の全面撤去」だった。しかしながら、1972年の沖縄返還は日本国憲法の完全適用を受けたものの、基地の全面撤去、安保条約の撤廃は果たしえなかった。むしろ、復帰をさかいに、沖縄は安保条約を維持する日本に深く組み込まれた。すなわち、沖縄県にも安保条約が適用され、米軍基地がそのまま残るようになった。

復帰後、政府、防衛施設庁は安保条約の第六条の地位協定に基づき、米軍へ軍用地を提供する義務から、沖縄県内の軍用地主と契約を結んだ。中には反戦平和の立場から契約に応じない地主も出たので、日本政府

は米軍用地特別措置法に基づいて強制使用した。

復帰後の土地問題をめぐって次の3つの政治潮流が生まれたことを本文で詳しく論じた。

①一体推進派は那覇防衛施設局と西銘県政下の県土地収用委員会である。②普遍主張派は権利と財産を守る軍用地地主会、一坪反戦地主会、那覇市である。③現状維持派は沖縄県軍用地等地主会連合会である。この分類方法は、復帰後、経済、文化活動のいろいろな分野にも適用できる。

次に、これらの3つの派は、復帰の中でどのような特徴を示したか。一体推進派は日本政府の日米安保条約体制を支持し、諸面で一体化を促進した。②普遍主張派は引き続き復帰前の主要な政治潮流、反安保、基地の全面撤去を打ち出しているが、復帰前に比べると数、力の面で下降傾向にある。③現状維持派は基地の存在支持を暗黙に認め、軍用地収入を喜び、基地の即時返還に反対している。

復帰の日以来、沖縄県は日本国に組み込まれ、その国の憲法、法律、条約を守ることを義務づけられている。よって一体推進派が強くなっていくことが予想できる。別面、復帰前の運動の歴史から生まれた普遍主張派、現状維持派も数、力は弱まるものの残り続けるであろう。

脚注

1. 沖縄県総務部知事公室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（資料集）』平成2年3月発行、1～3頁
2. “Okinawa's View” in Ryukyu-U.S.-Japan Relations 1945-1972 pp. 142-146.
3. 新沖縄文学・秋季号、1987年・東風平の“那覇防衛施設局の予算的移り変わり”43～48頁
4. 沖縄県総務部知事公室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（資料案）』50～51頁
5. 岩波書店『六法全書』の中の「土地収用法」
6. 新沖縄文学・夏季号、1968年・照屋秀伝“軍用地料と基地”102～142頁
7. 沖縄タイムス・1987年8月31日
8. 喜久村準・金城英男著『どこへ行く基地沖縄』71～73頁
9. 沖縄タイムス、1989年10月20日
10. 沖縄タイムス、1990年4月17日
11. 沖縄タイムス、1987年8月31日
12. 沖縄年鑑、1987年版、128頁
13. 若尾祐司「市民自治と地域代表」1961～85年那覇市議会、島袋邦編著『論集、沖縄の政治と社会』に所収
14. 沖縄県軍用地等地主会連合会編『土地連三十年のあゆみ通史編、創立三十年史』348～351頁
15. 沖縄県総務部知事公室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地』（資料集）20～25頁。復帰直前の1971年度の米国支出の地料は約31億円だったが、復帰の年の1972年度には180億円と六倍にあがった。

16. 沖縄県軍用地等地主会連合会編『土地連三十年のあゆみ』—通史編—78～720頁
17. りゅうぎん国際化振興財団編『沖縄経済要覧』1989年版11頁
18. 琉球新報, 1975年9月28日
19. 琉球新報, 1976年7月17日
20. 沖縄年鑑, 1987年126～137頁
21. 沖縄タイムス, 1987年2月25日
22. 那覇市軍用地違憲訴訟ニュース「市民の土地を市民の手に！」創刊号, 同「違憲訴訟弁護団自治労沖縄県本部」, 1983年9月1日発行
23. 那覇市軍用地違憲訴訟ニュース「市民の土地を市民の手に！」1985年7月15日
24. 統治行為論。安保条約に基づく米軍駐留が憲法九条に適合するかどうかを審理した砂川刑特法事件の第一審（東京地裁, 1959年3月）は、「憲法九条は侵略戦争はもちろん自衛のための戦争や戦力保持も許していない」と初めて安保とそれに基づく駐留米軍に違憲判決を下した。しかし検察側の上告により, 最高裁（1959年12月）は「安保条約は高度に政治性を有するから一見極めて明白に違憲と認められない限りは審査の範囲外」と統治行為論を取った。自衛隊の違憲性を争った長沼ナイキ訴訟の第一審（札幌地裁, 1973年9月）は「自衛隊は憲法九条にいう陸海空軍に該当し違憲」と裁判史上初めて自衛隊についての違憲判断を下したが, 二審判決（札幌高裁, 1976年8月）は「違憲性は立法, 行政部門の判断に従い国民の政治的判断にゆだねるべき」と再び統治行為論を用いた。
25. 沖縄タイムス, 1990年6月7日

注. 同論文は, 1991年8月, 那覇市で開かれた国際琉球学会で発表した論文に加筆したものである。

参考文献

- 1) 新崎盛暉『沖縄反戦地主』高文研刊, 1989。
- 2) 違憲訴訟弁護団, 自治労沖縄県本部編, 那覇市地軍用地違憲訴訟ニュース「市民の土地を市民の手に！」, 1983年9月1日号, 1985年7月15日号。
- 3) 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑』。
- 4) 沖縄タイムス社出版部編『新沖縄文学』季刊, 沖縄タイムス社刊。
- 5) 沖縄県総務部知事公室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地』（資料編）年刊。
- 6) 沖縄県軍用地等地主会連合会編, 『土地連30年のあゆみ通史創立30年史』沖縄県軍用地主会連合会刊, 平成元年（1988年）。
- 7) 喜久村準, 金城秀男『どこへ行く基地沖縄』高文研刊, 1989年。
- 8) Nakachi, Kiyoshi, *Ryukyu-U.S.-Japan Relations, 1945-1972*, Philippine: Abiva Publisher, 1989.
- 9) 那覇市議会事務局編『那覇市政要覧』, 那覇市議会

事務局刊, 年刊。

- 10) りゅうぎん国際化振興財団編『沖縄経済要覧』1989年版, りゅうぎん国際化振興財団刊。
- 11) 沖縄タイムス。
- 12) 琉球新報。